

○伊東市長の職務を代理する者に関する規則

平成17年3月31日

伊東市規則第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定による市長の職務を代理する上席の職員は、次の順序による。

- （1） 市長戦略監の職にある者
- （2） 企画部長の職にある者
- （3） 総務部長の職にある者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日伊東市規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年6月21日伊東市規則第20号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。